

○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件（平成元年郵政省告示第五十号）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

<b>特定小電力無線局の無線設備</b>	周波数の許容偏差
(略)	(略)
420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備	
1 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第2項第3号のもの	10 (10 <sup>-6</sup> )
2 (略)	(略)
(略)	(略)
1, 216MHzを超え1, 217MHz以下又は1, 252MHzを超え1, 253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号 <b>第1項第5号(一)</b> のもの	3 (10 <sup>-6</sup> )

<b>周波数帯</b>	周波数の許容偏差
(略)	(略)
420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備	
1 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第2項第3号のもの	10 (10 <sup>-6</sup> )
2 (略)	(略)
(略)	(略)
1, 216MHzを超え1, 217MHz以下又は1, 252MHzを超え1, 253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号 <b>第1項第4号(一)</b> のもの	3 (10 <sup>-6</sup> )